

千葉市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月29日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県規則第43号

千葉市市税条例施行規則の一部を改正する規則

千葉市市税条例施行規則（昭和49年千葉県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2条例第9条第1項第3号に該当する場合の項中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

別表第6中

29の4	原動機付自転車・小型特殊自動車試乗用標識	第29号様式の4	を
29の5	原動機付自転車・小型特殊自動車試乗用標識交付申請書	第29号様式の5	
29の6	原動機付自転車・小型特殊自動車試乗用標識交付証明書	第29号様式の6	

29の4	原動機付自転車（特定小型原動機付自転車）標識	第29号様式の4	に
29の5	原動機付自転車・小型特殊自動車試乗用標識	第29号様式の5	
29の6	原動機付自転車・小型特殊自動車試乗用標識交付申請書	第29号様式の6	
29の7	原動機付自転車・小型特殊自動車試乗用標識交付証明書	第29号様式の7	

改める。

第19号様式（裏）中

10	⑧欄は、法人税法第75条の2（確定申告書の提出期限の延長の特例）、法人税法第81条の24（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）に規定する申告期限の延長処分の有無を記入してください。	を
----	---	---

「

10 ⑧欄は、法人税法第75条の2（確定申告書の提出期限の延長の特例）に規定する申告期限の延長処分の有無を記入し、税務署へ提出した「申告期限の延長の特例の申請書」の写しを添付してください。

に

」

改める。

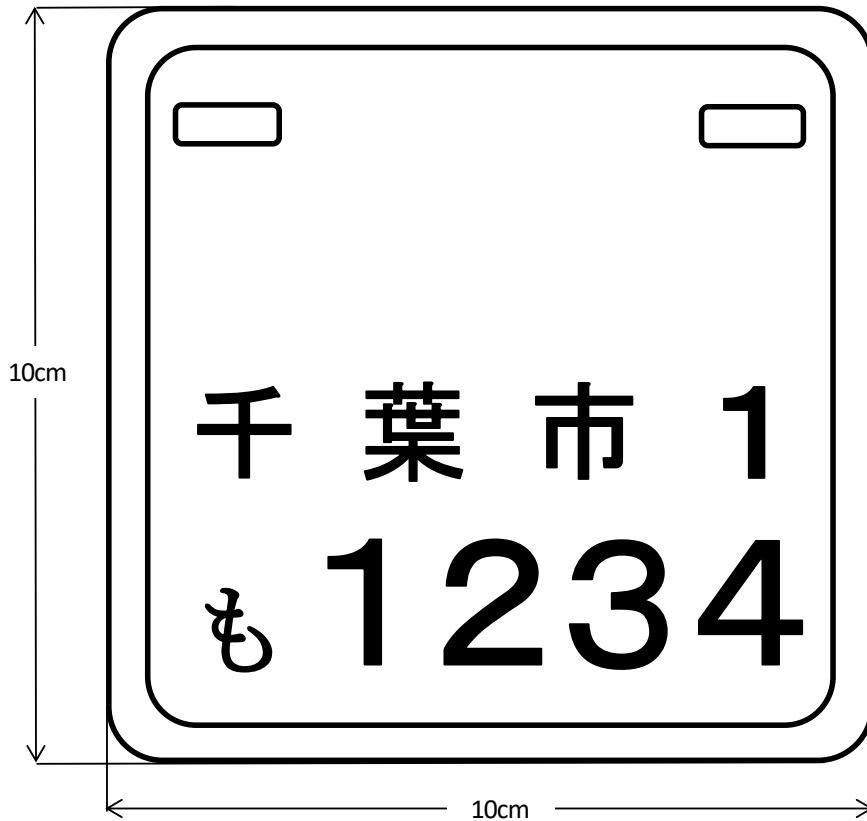
第29号様式の6を第29号様式の7とし、第29号様式の5を第29号様式の6とする。

第29号様式の4備考第5項を次のように改める。

5 標章は、年度又は年を示す。

第29号様式の4を第29号様式の5とし、第29号様式の3の次に次の1様式を加える。

第 2 9 号様式の 4



(備考)

- 1 この標識は、原動機付自転車（特定小型原動機付自転車）用とする。
- 2 標識の地の塗色は、白色とする。
- 3 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 条例第 9 条第 1 項第 3 号に該当する場合の項の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。